

軽井沢町都市計画マスタープラン策定の経過

実施時期	会議等	協議内容等
令和3年 6月23日 ～7月4日	軽井沢町都市計画マスタープランの見直しに関するアンケート調査	・無作為に抽出した16歳以上の一般町民1,500人及び別荘所有者1,000人を対象
令和3年 6月23日 ～7月5日	中学生アンケート	・軽井沢中学校2年生(137名)を対象
令和3年 12月8日	【第1回】 庁内ワーキンググループ会議	・町民及び中学生アンケート調査結果概要 ・軽井沢町都市計画マスタープラン見直しの概要 ・都市づくりの課題 ・全体構想(将来都市像)について
令和3年 12月23日	軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会	・軽井沢町都市計画マスタープラン見直しについて
令和4年 2月1日	【第2回】 庁内ワーキンググループ会議	・全体構想(分野別計画)について
令和4年 3月25日	軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会	・町民及び中学生アンケート調査結果概要 ・庁内ワーキンググループ会議での意見について
令和4年 9月15日 ～10月14日	【第1回】 パブリックコメント	・第1章 軽井沢町都市計画マスタープランのあらまし～第3章 全体構想についての意見募集
令和4年 10月12日	【第3回】 庁内ワーキンググループ会議	・地域別構想について
令和4年 11月7日	軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会	・地域別構想 ・第1回パブリックコメントの意見と回答 ・都市計画審議会委員の意見と回答
令和4年 12月21日	【第4回】 庁内ワーキンググループ会議	・全体構想及び地域別構想 ・実現化方策 について
令和5年 2月13日 ～2月27日	【第2回】 パブリックコメント	・都市計画マスタープラン(素案)についての意見募集
令和5年 3月28日	軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会	・軽井沢町都市計画マスタープラン(案)について

軽井沢町都市計画マスタープランの用語解説

ア行

浅間山麓景観育成重点地域	「長野県景観育成計画」において、信州の景観の顔や骨格となるような地域を指定した「景観育成重点地域」の一つで、町内の大部分が指定されている。
SDGs	「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

カ行

グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取り組み
景観育成住民協定	地域住民が景観づくりのために、一定の区域の建物色彩や形態などの外観や緑化などに関する自主的なルールを定め、それを守り育てるための協定を締結した場合に、景観育成住民協定として県知事が認定を行う制度
建築協定	建築基準法に基づく制度。ある一定の土地の区域について、住宅地環境の向上などを目的として、建築物の用途・形態・意匠などに関する協定を土地の権利者などが全員の同意のもとに締結し、土地の権利者が変わった後も引き継がれる。建築協定を締結できる地域は、あらかじめ市町村が条例で定める。

サ行

再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・バイオマス等、温室効果ガスを排出しない自然界に常に存在するエネルギーのこと
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域。また、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域
浸水想定区域	国土交通省及び都道府県が「洪水予報河川」「水位周知河川」に指定した河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に加えて「河川整備の目標とする降雨」によりその河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定したもの

ゼロカーボン	企業や家庭が排出する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス(カーボン)の排出量から植林、森林管理などによる「吸収量」を差引して、排出量の合計をゼロにすること
--------	-------------------------------------------------------------------------------

タ行

地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法のこと
治水対策	護岸の整備や砂防ダムの整備など、大雨による洪水や土砂災害などの災害を未然に防ぐための対策
デマンド交通	停留所や運行ルートが設定されている路線バスとは異なり、利用者から予約があった場合にのみ運行する公共交通の形態の一つ
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域において、良好な環境の形成または保持のために当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるように制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域
都市計画区域	人や物の動き、都市の発展を見通し、一体の都市として捉える必要のある区域
都市計画公園	都市計画法に規定される都市施設の一つであり、都道府県知事又は市町村長が都市計画決定した公園
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路
都市計画区域マスタープラン	都道府県が都市計画区域ごとに、人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちづくりの基本的な方針を定めたもの
都市下水路	主として市街地において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないもの
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域のこと。イエローゾーンとも呼ばれ、土砂災害防災マップでは黄色で示される。

土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。レッドゾーンとも呼ばれ、土砂災害防災マップでは赤色で示される。
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ナ行

農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域のこと
--------	------------------------------------------------------------------

ハ行

パークアンドライド	自宅から鉄道駅・バス停の周辺などに整備された駐車場までマイカーを利用し、そこからは公共交通機関へ乗り継ぐという自動車と公共交通機関とを有効に組み合わせた交通手段のこと
風致地区	都市における良好な自然環境の維持・保全を目的に、自然的・歴史的要素に富んだ地域または樹林に富んだ住宅地域等において定めるもの
ポケットパーク	憩いの場として設けられる小規模な広場空間のこと

マ行

無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備や配線を表通りから見えないようにする裏配線などにより、道路から電柱をなくすこと
------	----------------------------------------------------------------------------------

ヤ行

用途地域	都市計画区域において定める地域地区で、用途の混在を防ぐため、住居、商業、工業など市街地の大枠として土地利用を定めるもの
------	-------------------------------------------------------------

ラ行

立地適正化計画	平成 26 年 8 月に改正された都市再生特別措置法に基づき、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため市町村が必要に応じて策定する計画
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------